

GLORY

第70回 定時株主総会招集ご通知

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



日時

平成28年6月24日（金曜日）
午前10時



場所

兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
当社 本社会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件
- 第5号議案 当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続的導入の件

書面またはインターネット等による議決権行使期限
平成28年6月23日（木曜日）午後5時15分まで

グローリー株式会社

証券コード：6457

株 主 各 位

兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号

グローリー株式会社

代表取締役社長 尾 上 広 和

第70回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

場 所 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
当社 本社会議室

目的事項

- 報告事項**
1. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 役員賞与支給の件
 - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件
 - 第5号議案 当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続的導入の件

招集にあたっての決定事項

- ①インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。
- ②インターネット等と書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱います。

以上

◆インターネットによる開示について

・次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

当社ウェブサイト <http://www.glory.co.jp/ir/>

◆議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・本招集ご通知をご持参ください。
- ・株主総会終了後、「工場見学会」を開催いたします。お時間の許す株主様はご参加ください。

6月24日（金）
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

書面による行使

各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

- ・各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

6月23日（木）
午後5時15分
到着分まで

インターネットによる行使（詳細は70頁）

議決権行使サイトにアクセスしていただき、ご行使ください。

<http://www.evote.jp/>

6月23日（木）
午後5時15分
入力分まで

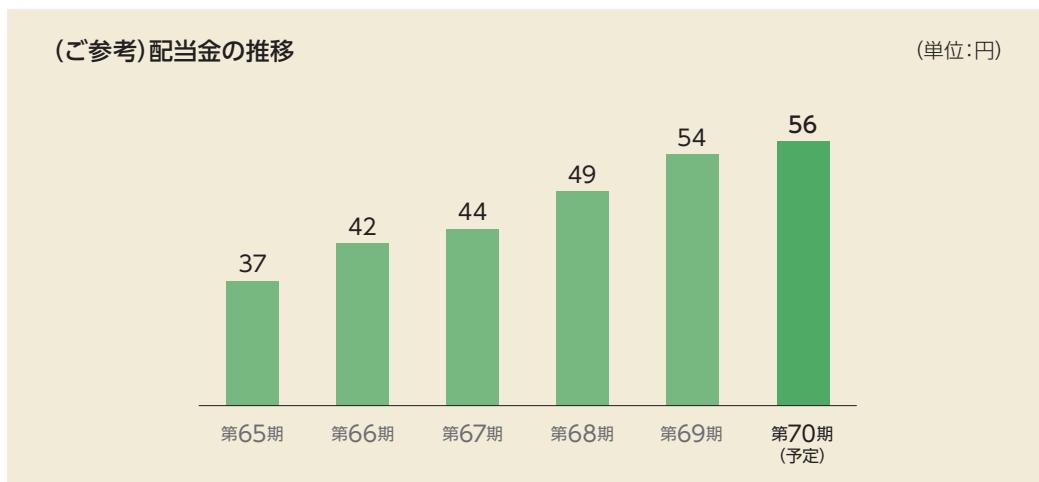
株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、将来の事業展開に備えた財務体質の維持・強化を図りつつ、安定した配当を継続することを基本方針とし、連結配当性向30%以上を目標に配当を実施することとしております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき29円とさせていただきます。これにより、中間配当金27円を加えた年間配当金は1株につき56円となり、連結配当性向は41.7%となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金29円
配当総額 1,910,765,717円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日



第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	(年齢)	地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任	尾上 広和	(満68歳)	代表取締役社長	16/16回
2	再任	三和 元純	(満62歳)	代表取締役専務執行役員 経営管理本部長 コーポレートコミュニケーション部担当	16/16回
3	再任	尾上 英雄	(満48歳)	取締役常務執行役員 国内事業本部長	16/16回
4	再任	馬 渕 成 俊	(満58歳)	取締役常務執行役員 保守本部長	16/16回
5	再任	小 谷 要	(満56歳)	取締役常務執行役員 開発本部長 知的財産部担当 情報セキュリティ担当	16/16回
6	再任	原 田 明 浩	(満53歳)	取締役上席執行役員 海外事業本部長	13/13回
7	再任	佐々木 宏 機	(満74歳)	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 (在任年数8年) 16/16回
8	再任	新 島 昭	(満72歳)	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 (在任年数8年) 16/16回

(注) 本総会時点の年齢を記載しております。

候補者番号

お の え ひろ かず

再任

1

尾上 広和

昭和23年3月19日生(満68歳)

所有する当社株式の数 23,900株
取締役会出席回数 16/16回



■ 略歴、地位及び担当

昭和45年9月 当社入社
平成12年4月 当社自販機・遊技システム事業部長
平成13年6月 当社取締役
平成16年6月 当社常務取締役
平成18年6月 当社取締役常務執行役員
平成21年4月 当社経営戦略統括部長
平成22年6月 当社取締役執行役員副社長
平成23年4月 当社代表取締役社長(現任)

■ 重要な兼職 なし

取締役候補者とした理由

当社において、国内の主要事業部門、経営企画部門等における豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役社長就任後は、当社グループ経営のトップとして、その手腕を十分に発揮しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

み わ もと ずみ

再任

2

三和元 純

昭和29年6月9日生(満62歳)

所有する当社株式の数 7,200株
取締役会出席回数 16/16回



■ 略歴、地位及び担当

平成21年6月 当社入社
平成22年3月 当社総務統括部 法務部長
平成22年6月 当社執行役員
平成24年4月 当社上席執行役員
当社総務本部長
平成24年6月 当社取締役上席執行役員
平成26年4月 当社取締役常務執行役員
当社経営管理本部長(現任)
当社総務本部担当
平成27年4月 当社取締役専務執行役員
平成28年4月 当社代表取締役専務執行役員(現任)
当社コーポレートコミュニケーション部担当(現任)

■ 重要な兼職 なし

取締役候補者とした理由

金融分野で蓄積した豊富な経験と知識に加え、当社の経理・財務部門、総務・法務部門等における豊富な経験と実績を有するなど、経営管理全般に精通しております。これらのことから、当社取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

お の え ひ で お
尾 上 英 雄

昭和42年10月17日生 (満48歳)

再 任

所有する当社株式の数 372,224株
取締役会出席回数 16/16回

■ 略歴、地位及び担当

平成11年1月 当社入社
 平成17年10月 当社貨幣処理システム事業部 生産統括部 SC管理部長
 平成18年10月 当社執行役員
 当社SCM統括部長 兼 SCM統括部 企画部長
 平成21年7月 GLORY (U.S.A.) INC. (現 Glory Global Solutions Inc.) President
 平成24年4月 当社上席執行役員
 当社生産本部長
 平成25年4月 光栄電子工業(蘇州)有限公司 董事長
 平成26年4月 当社常務執行役員
 当社生産本部長 兼 購買統括部長
 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)
 平成27年4月 当社国内事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社及び当社グループ各社の生産・物流分野や国内主要事業部門における豊富な経験と実績に加え、海外子会社における会社経営経験も有しております。これらのことから、当社取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

■ 重要な兼職 なし

候補者番号

4

ま ぶ ち し げ と し
馬 淵 成 俊

昭和32年12月19日生 (満58歳)

再 任

所有する当社株式の数 2,900株
取締役会出席回数 16/16回

■ 略歴、地位及び担当

昭和57年4月 グローリー商事株式会社 (現 当社) 入社
 平成17年4月 同社総合企画部 経営企画室長
 平成21年4月 当社保守統括本部 保守事業統括部長
 平成22年6月 当社執行役員
 平成23年4月 当社保守本部 保守事業統括部長
 平成24年4月 当社上席執行役員
 当社保守本部長 (現任)
 平成26年4月 当社常務執行役員
 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社及び当社グループの経営企画部門や保守サービス分野における豊富な経験と実績を有し、保守サービスの推進・拡充にあたっては、その強い統率力を発揮しております。これらのことから、当社取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

■ 重要な兼職 なし

候補者番号

5

こ たに かなめ
小 谷 要

昭和34年8月23日生 (満56歳)

再任

所有する当社株式の数 4,500株
取締役会出席回数 16/16回



■ 略歴、地位及び担当

昭和62年6月 当社入社
平成22年6月 当社通貨システム機器事業本部 開発統括部長
平成23年4月 当社開発本部 副本部長 兼 第一開発統括部長
平成24年4月 当社執行役員
平成25年4月 当社上席執行役員
当社開発本部長、知的財産部担当 (現任)
平成26年6月 当社取締役上席執行役員
平成27年4月 当社取締役常務執行役員 (現任)
平成28年4月 当社情報セキュリティ担当 (現任)

■ 重要な兼職 なし

取締役候補者とした理由

国内及び海外向け当社製品の開発及び知的財産に係る豊富な経験と実績を有し、英国タラリス社買収後の開発機能統合にあっても、製品競争力の強化や開発効率の向上等にその手腕を十分に発揮しております。これらのことから、当社取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

はら だ あき ひろ
原 田 明 浩

昭和38年3月10日生 (満53歳)

再任

所有する当社株式の数 2,200株
取締役会出席回数 13/13回



■ 略歴、地位及び担当

昭和60年3月 当社入社
平成15年4月 当社金融機器事業部 姫路工場 生産技術部長
平成18年1月 GLORY (PHILIPPINES), INC. President
平成21年4月 当社経営戦略統括部 経営企画部長
平成24年4月 当社執行役員
当社経営企画部長 兼 海外事業統合プロジェクトリーダー
平成24年7月 Glory Global Solutions Ltd. Director
平成26年4月 当社上席執行役員
Glory Global Solutions グループ 生産・調達・品質担当
平成27年4月 当社海外事業本部長 (現任)
平成27年6月 当社取締役上席執行役員 (現任)

■ 重要な兼職

Glory Global Solutions Ltd. Chairman of the Board & Chief Executive Officer
Sitrade Italia S. p. A. Chairman of the Board

取締役候補者とした理由

当社及び当社グループ各社の生産分野や当社経営企画部門における豊富な経験と実績を有しており、海外子会社における会社経営経験も有しております。特に、英国タラリス社買収にあたっては、その強い統率力を活かし、より早期のシナジー創出に向けて、統合プロジェクトをリードしてまいりました。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

さ さ き ひろ き

7

佐々木 宏 機

昭和17年2月15日生(満74歳)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数	5,300株
在任年数(本総会終結時)	8年
取締役会出席回数	16/16回



略歴、地位及び担当

昭和40年4月 富士製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 入社
 平成7年6月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 取締役
 平成11年4月 同社常務取締役
 平成13年6月 山陽特殊製鋼株式会社 代表取締役副社長
 平成14年6月 同社代表取締役社長
 平成19年6月 同社取締役相談役
 平成20年6月 当社社外取締役(現任)
 平成21年6月 株式会社キッツ 社外監査役

重要な兼職 なし

社外取締役候補者とした理由

他社における会社経営者としての豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、当社の社外取締役として、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、社外取締役候補者としております。

候補者番号

にい じま あきら

8

新 島 昭

昭和19年3月9日生(満72歳)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数	3,000株
在任年数(本総会終結時)	8年
取締役会出席回数	16/16回



略歴、地位及び担当

昭和44年4月 パイオニア株式会社 入社
 平成7年9月 Pioneer North America, Inc. 取締役社長
 平成9年6月 パイオニア株式会社 取締役
 平成12年6月 同社常務取締役
 平成14年6月 同社専務取締役
 平成16年6月 同社代表取締役専務取締役
 平成20年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職 なし

社外取締役候補者とした理由

当社と同様の研究開発を重視する企業において、国内外における豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、当社の社外取締役として、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、社外取締役候補者としております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、東京証券取引所に対し、佐々木宏機、新島 昭の両氏を独立役員として届け出ております。

3. 取締役との責任限定契約について

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と社外取締役佐々木宏機、新島 昭の両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名のうち、業務執行取締役7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額43,267,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、本役員賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益の一定割合を総額とする旨の方針に基づき算定しており、各取締役に対する金額につきましては、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

1. 改定の理由

当社は、平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会（以下「前総会」という。）において、当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大を目的に、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、今日に至っておりますが、今般、グループ全体の企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的として、本制度の一部を見直し、当社取締役*¹に加え、国内子会社（以下「対象子会社*²」という。）の取締役社長も本制度の対象としたうえで、当社が本制度を一体的に管理するため、本制度に係る株式報酬等の額及び内容の改定を行うものであります。前総会においてご承認いただいた本制度の内容は、次項において記載する点を除き、維持するものといたします。

なお、本制度の改定は、対象子会社の株主総会において、「取締役社長に対する業績連動型株式報酬制度等の額及び内容決定」の決議がなされることを条件としております。

*1 本制度の対象となる取締役の数は、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり可決されますと6名となります。

*2 平成28年5月12日現在で、12社であります。

2. 改定後の本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

当社は、現在、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3年間を対象とする『2017中期経営計画』を推進中であり、本制度は、当該計画期間中の各事業年度の役位及び業績目標の達成度に応じて、当社取締役及び対象子会社の取締役社長（以下併せて「対象取締役」という。）に対して、役員報酬として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う制度であります。なお、前総会では、当社取締役のみを対象とする制度としてご承認いただきましたが、平成29年3月31日で終了する事業年度より対象子会社の取締役社長も対象に加えることといたしました。

(2) 各対象会社が拠出する金銭の上限等（※）

当社は、前総会におけるご承認に基づき、合計1億2,000万円を上限とする金銭を、信託期間に係る当社取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす当社取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定しておりますが、本制度の対象者に対象子会社の取締役社長を追加することに伴い本信託の内容を変更し、信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の上限を2億3,600万円といたします。なお、増額される信託金については、信託期間に係る各対象子会社の取締役社長への報酬となるため、各対象子会社が負担するものといたします。

また、対象子会社の取締役社長に付与される1年当たりのポイント数の総数の上限は13,900ポイントとし、当社取締役に付与される1年当たりのポイント数の総数の上限との合計は23,900ポイントとなります。そのため、本信託が取得する株式数は、当社取締役に付与される1年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（30,000株）に、対象子会社の取締役社長に付与される1年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数2を乗じた数に相当する株式数（27,800株）を合計した株式数（57,800株）が上限となります。

※信託に拠出する金銭は、本信託による株式取得資金及び信託費用の合算金額であります。

<ポイント付与方法>

『2017中期経営計画』の最終年度である平成29年度の目標値を基準とし、信託期間中の毎年5月末日に、同年3月31日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における対象取締役の役位別基本ポイントに、当該評価対象事業年度の業績目標の達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた一定のポイントを付与するものとします。業績連動係数は、毎事業年度期初に決算短信において発表する連結売上高及び連結営業利益の予想値の達成率に応じて、各々段階的に定め、その具体的な係数は、いずれも0（達成率90%未満）から1.2（達成率130%以上）の範囲内とします。

(3) 対象取締役に対する当社株式等の交付等

受益者要件を満たす対象取締役については、信託期間中の毎年6月及び退任時に、それぞれ以下のとおり付与されたポイント数に相当する数の当社株式の70%（10株単位とし、10株に満たない端数は切捨て）を本信託から交付し、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。

①毎年一定時期の交付等

信託期間中の毎年5月末日に付与されるポイント数のうち50%について、同年の6月に当該ポイント数に応じた数の当社株式等の交付等を行います。

②退任時の交付等

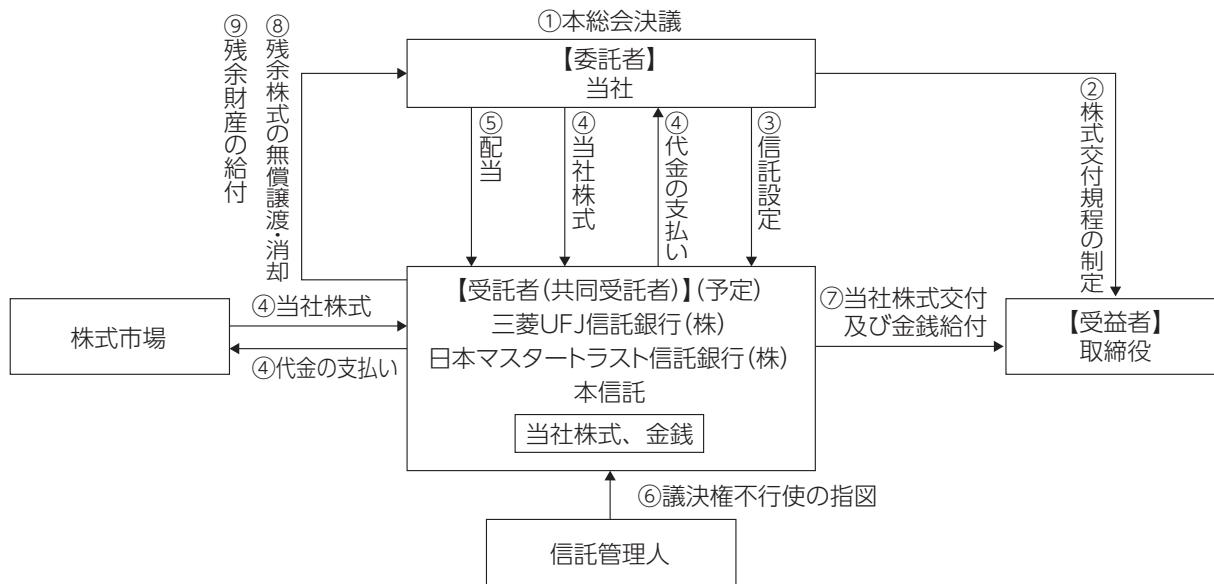
各対象取締役の退任時に、累積ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を行います。

なお、株主の皆様との価値共有及び中長期的な企業業績との連動を図る観点から、本制度により対象取締役に交付した当社株式は、原則として、在任期間中は売却できないものとしております。

改定前の本制度の詳細については、後記（ご参考）をご参照ください。

(ご参考) 当社「第69回定時株主総会招集ご通知」(平成27年6月26日開催)より抜粋

<当初設定する信託のスキーム>



- ①当社は、本総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
- ②当社は、取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③当社は、①における本総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託(以下「本信託」という。)を設定いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は、①における本総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における役員及び業績目標の達成度に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式が信託期間中の毎年一定時期及び退任時に交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が信託期間中の毎年一定時期及び退任時に給付されます。
- ⑧信託期間中、毎事業年度における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、利害関係のない団体へ寄付、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

<信託契約の内容>

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 取締役または取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月（予定）～平成30年8月（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年9月（予定）
（平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始） |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 1億2,000万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

第5号議案

当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続的導入の件

当社は、平成19年12月26日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に規定されるものをいう。）」として「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を決定して以降、翌年及びその後の有効期間である3年ごとの定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本対応策を継続的に導入（以下、現在有効なプランを「現行プラン」という。）してまいりました。現行プランの有効期限は、本総会の終結の時となっております。

当社は、この現行プランの有効期限満了に先立ち、その継続的導入につき、当社グループの企業価値・株主共同の利益の継続的確保・向上のための取組みとしての観点から、社会・経済情勢の変化等も勘案しつつ、その是非やあり方について慎重に検討を重ねてまいりました。

当社グループは、現在、創業100周年となる平成30年（2018年）を見据え、本招集ご通知47頁～48頁の「(4) 対処すべき課題」に記載の『長期ビジョン2018』の実現に向けて取り組んでおります。特に、近年は海外事業の拡大に注力し、平成24年7月の英国タラリス社の買収（後記1.(2)(a)ご参照）及びそれに続く買収シナジーの早期創出・最大化に向けた積極果敢な取組み等の結果、当期の海外売上高比率は、約5割にまで高まってまいりました。また、連結業績につきましても、当期末をもって、売上高、営業利益が6期連続の増収増益となるなど、企業成長を実現してまいりました。

現在、平成27年4月からの3事業年度を計画期間とする『2017中期経営計画』を推進中ではありますが、当計画期間は、国内事業の収益性向上を図るとともに、海外における事業展開をさらに加速し、新たな100年に向けて継続的かつ安定的に企業価値を確保・向上させ得る成長基盤構築のための最終ステップと位置づけております。当社グループは、本計画を完遂し、『2017中期経営計画』の最終年度である平成30年3月期において、連結売上高2,600億円、営業利益280億円、ROE 8%を達成すべく取り組んでまいり所存です。

このような状況において、当社は、かかる目標を実現し、当社グループの持続的な企業価値向上を果たすためには、当社株券等に係る大量買付行為に対して一定の対応枠組みが必要との判断に達し、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを一部改定し、継続して導入することを決定いたしました（以下、改定後のプランを「本プラン」という。）。

つきましては、本プランの継続的導入について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの内容は、有効期間及び形式的な文言の修正を除き、実質的に現行プランの内容と同一であります。

1. 提案の理由

(1) 基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」という。）の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値・株主共同の利益となる取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等当社の企業価値の源泉に対する十分な理解が不可欠であると考えております。

具体的には、企業価値の源泉は、(i) 長年研究開発を行ってきた成果である通貨処理事業に欠かせない二つのコア技術（「メカトロ技術」及び「認識・識別技術」）及びそれらに付随する様々な技術力、(ii) 世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに精通し、お客様のニーズにグローバルに柔軟に対応し得るノウハウ、(iii) 国内のみならず海外諸国においても、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまで、グループ関連会社で一貫して行う事業体制、(iv) 当社企業理念を十分に理解し、高度な技術力、ノウハウを維持・発展・伝承する従業員の存在、(v) 上記(i)から(iii)の技術力、ノウハウ及び事業体制を背景にお客様、取引先、地域社会等との間に築いてきた信頼関係にあると考えており、これら当社の企業価値の源泉に対する理解は、今後当社がさらに発展するために必要不可欠であります。

これらの当社企業価値の源泉に対する理解がないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び

事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があります。

(2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

(a) 当社の企業価値の源泉について

当社は、小さな町工場として大正7年（1918年）に創業し、昭和25年（1950年）に国産第一号となる硬貨計数機を生み出して以来、長年にわたって築いてきた独自の技術力を背景に、国内外の金融機関、流通業界等を始めとしたお客様に様々な貨幣処理機を提供し、同分野における日本のパイオニア企業として成長を遂げてまいりました。当社は、貨幣処理業務の効率化のみならず、通貨の真偽判別という重要な役割を担う企業として、企業理念である「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキユア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」の精神の下、継続的な企業価値の確保・向上を図ってまいりました。

また、近年は海外事業の拡大に注力しており、平成24年（2012年）7月には、貨幣処理機分野の世界的有力企業、英国Talaris Topco Limited（現「Glory Global Solutions (Topco) Ltd.」。以下「タラリス社」という。）を買収し、タラリス社の完全子会社化とそれに続く当社及びタラリス社の海外現地法人の事業再編により発足した新体制（以下、当社がタラリス社の買収主体として英国に設立した「Glory Global Solutions Ltd.（以下「GGG」という。）」及び再編後の同社子会社により構成される新体制を総称して「GGGグループ」という。）において、当社既存の事業基盤に同社の強みであるソリューション提案力及び全世界に広がる販売・保守ネットワークを融合させ、海外事業展開を一気に加速いたしました。

当社は、引き続き、独自技術を搭載した貨幣処理機の開発及び提供等を通じて“社会の発展に貢献する”という使命を果たしつつ、当社グループの主要事業へと成長したGGG率いる海外事業の基盤強化等を通して、さらなる企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を追求してまいります。

当社は、かかる当社グループの企業価値の源泉は、具体的には、以下の点にあると考えております。

①通貨処理機事業に不可欠な二つのコア技術及びそれらに付随する様々な技術力

当社は、上記企業理念の下、貨幣処理機事業を支える二つのコア技術（通貨を計数・選別・

搬送する「メカトロ技術」及び通貨の真偽を見分ける「認識・識別技術」)を確立してまいりました。これらの技術は、昭和25年(1950年)に誕生した国産第一号となる硬貨計数機を始め、数多くの画期的な製品に活かされており、これらコア技術に磨きをかけながら、情報処理技術やアプリケーション技術との融合による新しい製品・ソリューションの開発、手書き文字・印影の読取技術、指紋・顔認証技術、会話プライバシー保護技術等、独自技術の開発にも取り組んでまいりました。また、タラリス社においても、紙幣処理技術やソリューション提案力を武器に、世界各国のお客様から信頼を獲得してまいりました。

これらの技術はすべて、当社グループが絶えず時代の変化とお客様のニーズに柔軟に対応し、より高品質な製品の提供を目指し真摯に取り組んできたことの成果であり、かかる技術力を維持し、実効的に発展させることが、今後も当社グループが企業価値を維持・向上させていくために、極めて重要な要素であると考えております。

②世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに対応し得るノウハウ

当社は、上記①の技術力ならびに、国内市場において培ってきた、お客様や社会のニーズに合った製品を具現化し提供するため、市場分析から企画・開発、さらには技術の活用や製品・ソリューション提案に至るまでの総合力をベースに、昭和41年(1966年)からはその市場を海外にも拡げ、世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに精通することにより、お客様のニーズにグローバルに柔軟に対応するためのノウハウを蓄積・発展させてまいりました。また、タラリス社を含め当社が買収した各企業のソリューション提案力、営業基盤、ノウハウ等のリソースに、当社既存の技術力等を組み合わせ、または、相互の強みを提供・補完することにより、新たなノウハウを創出してまいりました。

これら当社グループが保有する国内・海外双方において長年にわたって蓄積・発展させてきたノウハウや経験は、それぞれ相互に活かされ、通貨の効率的処理や真偽判別に貢献する製品のみならず、グローバルに展開する当社グループの事業全体に対する信頼感向上に寄与しており、当社グループの企業価値向上にとって重要な存在であります。

③グループ一貫の事業体制

当社は、国内のみならず米州、欧州、アジア等海外諸国においても、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまでグループ関連会社で一貫して行う事業体制を確立し、維持・発展させております。また、特に海外市場においては、GGGグループにおいて、当社既存の事

業体制にタラリス社の強みであったソリューション提案力、保守サポート力等を融合させ総合力が増したことにより、進出市場の特性等に応じたより柔軟な事業展開が可能となっております。

このような事業体制を採ることにより、市場の特性等に応じて、上記①及び②の技術力・ノウハウが、製品開発、製造、販売、保守といったあらゆる過程でより効果的に活かされ、当社グループにおける事業戦略の機動性確保、事業効率の最大化、お客様に対する一貫したサービスの提供などが可能となるため、当社グループの経営を支える重要な要素となっております。

④当社の企業理念を十分理解し、高度な技術力を維持・発展・伝承する従業員の存在

当社グループの企業理念には、“不屈の精神で、一丸となって製品開発に取り組み、製品を通じて社会の発展に貢献することにより持続的な企業の発展を目指す”という思いが込められております。創業以来今日まで継承されているこの精神に基づき、様々な独自技術、ノウハウ等が生み出され、当社の企業価値を支える重要な要素として、当社グループの企業価値向上に機能してまいりました。これらは、当社創業以来の歴史の中で脈々と築かれてきたものであり、かかる企業理念、独自技術、ノウハウ等を十分に理解し共有する従業員が、良好な信頼関係と能力を遺憾なく発揮できる企業風土の下、高度な独自技術を維持・発展・伝承し、一体となって事業を継続してきたことが、現在の当社の企業価値を支えているといえます。したがって、当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力やノウハウを共有し、維持・発展・伝承していく従業員の存在は、当社がその企業価値を将来にわたり向上させていくために極めて重要であります。

⑤長年にわたって築いてきた、お客様、取引先、地域社会等との信頼関係

当社グループは、金融機関、流通業界を始めとする多様な市場のお客様に提供する当社グループ製品を通じ、通貨処理業務の効率化に貢献するのみならず、世界各国の通貨システムを支える側面も担っております。このような事業上の特性から、当該事業に従事する当社グループに対しては高い社会的信頼性が求められておりますが、長年の実績により、世界各国の金融機関等お客様から高い評価をいただき、互いに良好な信頼関係を築いております。また、これら当社グループ製品を安定的に提供していくためには、取引先や地域社会等との良好な関係を継続することも重要であります。

このように当社は、今後も当社グループが企業価値を確保し、向上させるためには、お客様、取引先、地域社会等、ステークホルダーの方々との信頼関係を維持することが重要であると考えております。

上記のとおり、当社は、当社の企業価値の源泉は、そのいずれもが相互に有機的に関連しており、いずれかが毀損されれば、当社の企業価値全体が毀損されることになりかねないと考えております。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を、その有機的一体性を念頭に置きつつ、今後も継続して発展させていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(b) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

本招集ご通知47頁～48頁の「(4) 対処すべき課題」に記載のとおり、現在、当社グループは、創業100周年となる平成30年（2018年）に向けて『長期ビジョン2018』を掲げ、その実現のために『2017中期経営計画』（計画期間：平成27年4月～平成30年3月）を展開中であります。

資本効率性の指標としてはROEを掲げており、前中期経営計画期間（平成24年4月～平成27年3月）の3期平均5.5%を当計画期間の最終年度には8%に引き上げることを目標に、資本効率の向上に取り組んでおります。

当社は、これら計画及び目標の達成に向けて、上記（a）の当社の企業価値の源泉を伸張り、上記1.（1）の基本方針の実現に資するべく、以下の各戦略を実施しております。

(i) コア技術の深化による製品開発力の強化

当社は、貨幣処理事業を支える極めて重要な要素である当社のコア技術（「メカトロ技術」及び「認識・識別技術」）をより強固にするために、既存技術のさらなる追求・進化やグローバル化・共通化の推進、すなわち、コア技術の高度化や国内・海外あるいは金融・流通等の市場の枠組みを越えた技術やノウハウの共有化に取り組んでおります。また、当社グループがこれまで培ってきた総合力を基礎に、これら高度化された技術または買収により補完され生み出された新たな技術・ノウハウ等を加え、国内外を問わず広く展開することにより、グローバル規模での技術力・製品開発力の向上及びそれに伴う競争力の強化を図っております。

(ii) 海外事業展開の加速及びそれに伴う海外市場の拡大

当社は、既存の事業基盤に、タラリス社の買収により獲得した広範な販売・保守ネットワーク、高度なソリューション提案力、幅広い顧客層、有能な人材等の経営資源を有機的に統合した新体制の下、徹底した市場分析に基づいた地域別戦略の推進、直販・直メンテナンス網の拡充による収益性の向上、国内事業で培った技術を活用した新分野・新領域での事業拡大等を推進しつつ、企業買収の活用も視野に入れ、海外事業の加速に取り組んでおります。当社グループは、買収により獲得した経営資源を最大限に活かし、大口顧客を含めた幅広い顧客層へのソリューション提案機会の獲得や新製品の展開、流通市場の開拓、新興国でのより積極的な事業展開、保守収益の拡大等を図ってまいります。

(iii) 国内市場の収益力強化

当社は、金融市場、流通・交通市場、遊技市場等の各市場における現場営業力や対応力を強化することにより、市場ごとの売上拡大、当社独自の生体認証技術や電子決済サービス等の拡充を含めた新たなビジネスモデル・次期基幹製品の創出等を実現し、国内市場における競争力をさらに強化すべく取り組んでおります。特に、主要製品の市場シェア拡大や新製品投入による収益の拡大のみならず、今後大きな成長が期待されるセキュリティ事業やFintech*領域にも積極的に取り組み、国内市場における収益力の強化を図ってまいります。

*Fintech（フィンテック）とは、Finance（金融）とTechnology（技術）の融合による新たなテクノロジーです。

(iv) コーポレートガバナンス体制のさらなる強化

当社は、グローバル展開を支え得るグループ一貫の事業体制をより強固にし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいりました。具体的には、平成16年の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の設置を皮切りに、執行役員制度の導入とそれに伴う取締役員数の削減や、社外取締役の設置・増員、「コンプライアンス委員会」や「情報開示委員会」の設置、業績連動性を高めるための役員報酬制度改定や株式報酬制度の導入、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」の制定等、段階的に諸改革を進めてまいりました。また、経営陣が迅速・果敢な意思決定を実行できるよう、内部統制システムの強化やリスク管理体制の構築・整備にも努め

てまいりました。この結果、経営の透明性・客観性を確保しつつも、グローバルな競争に対応可能なスピード経営の実現に向けた体制が整備・拡充できたものと考えております。当社グループは、今後も、企業理念に基づくグループ経営の実践、グローバルレベルでの経営力の強化、ダイバーシティ推進等による人的資源の強化、情報インフラの整備・強化、当社グループの高い技術力を支える経験・ノウハウ・技術・「グローリーDNA」等の次世代への継承・浸透に取り組むとともに、資本効率の向上や適正な株主還元にも努め、一層の企業価値向上を図ってまいります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいり所存であります。

(3) 本プランの継続的導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、前述の基本方針に沿って継続的に導入されるものであります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株券等に対する大量買付その他これに類似する行為またはその提案が行われた際に、当社取締役会が、事前に買付を行う者あるいはその提案者に対し、当該買付に関する情報の提供を求め、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社の株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉すること等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、本プランを継続して導入することを決定いたしました。

2. 提案の内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付行為

本プランは、以下①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（注1）（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付行為」という。）がなされる場合を適用対象とします。大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」という。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ①当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ②当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）の後における株券等の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注1）「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。本議案において同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

（注8）金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(b) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者は、当該大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という。）及び当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただき、当社取締役会が独立委員会に対して速やかに提供いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定め、追加的に当社取締役会を通じて情報を

提供するよう求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に対して追加的に提供していただきます。

- ①大量買付者及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び大量買付者を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該大量買付者による大量買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含む。）（注11）
- ②大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実現可能性等を含む。）
- ③大量買付行為の価格及びその算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含む。）
- ④大量買付行為の資金の裏付け（大量買付行為の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤大量買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑥大量買付行為の後における当社グループの株主（大量買付者を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大量買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大量買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、非適格者（別紙1「本新株予約権の無償割当ての概要」に定義する。以下同じとする。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は別紙1「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」という。）の無償割当てを実施することを勧告します。

（注9）金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。本議案において同じとします。

（注10）金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

（注11）買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(c) 大量買付行為の内容の検討・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大量買付者から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家（以下に定義する。）による検討を含む。）等に必要時間を考慮して適宜回答期限（独立委員会が当該情報を受領した日から60日を上限とする。）を定め、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとする。以下同じとする。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、公正・客観的な立場で判断するために、大量買付者及び（上記①のとおり当社取締役会に対して情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報を受領してから、最長60日が経過するまでの間（ただし、下記（d）③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を検討等に必要とされる合理的な期間として最長30日間延長することができるものとする。）（以下「独立委員会検討期間」という。）、大量買付行為の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大量買付者と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいい、以下「外部専門家」という。）の助言を得ることができるものとします。大量買付者は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③情報開示

当社は、大量買付者から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、大量買付者が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含む。）について、当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者による大量買付行為が下記（２）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までは本新株予約権の無償取得を行うべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に大量買付者が大量買付行為を撤回した場合その他大量買付行為が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付行為が下記（２）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたって適切と判断する場合は、予め当該実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付すことができるものとします。

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付者による大量買付行為が下記（２）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが

相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（最長30日間）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、延長の理由と期間について、当社取締役会を通じて情報開示し、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努力するものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会における手続に加えて、①大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または②独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認する株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を招集します。当社取締役会は、株主意思確認総会または独立委員会のいずれかが本新株予約権の無償割当てを実施すべきではない旨の決定または勧告をした場合には、原則として本新株予約権の無償割当ては実施しません。大量買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合または株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大量買付者による大量買付行為が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、以下の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為である場合
 - ①株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合
- (d) 大量買付行為の条件（対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性、大量買付行為の後の経営方針または事業計画、大量買付行為の後の当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合

(e) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な、当社のコア技術等、取引先や社会のニーズに柔軟に対応するためのノウハウ、確立したグループ関連会社での一貫した事業体制、従業員、顧客、取引先等との信頼関係、当社の技術力・開発力、ブランド力または企業理念を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量買付行為である場合

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立社外者のみから構成される独立委員会を設置します。実際に大量買付行為がなされる場合には、上記(1)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会は、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

なお、本プランの継続的導入時点における独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社の社外取締役、社外監査役及び社外の有識者の中から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規程の概要」のとおりであり、本プランの継続的導入時点における独立委員会の委員は別紙3「独立委員会 委員の略歴」のとおり。）。

(4) 本プランの有効期間及び廃止

本総会において株主の皆様のご承認により本プランが継続的に導入された場合には、本プランの有効期間を本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に基づき廃止されるものとします。

当社は、本プランの廃止等がなされた場合には、当該廃止等の事実その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用

語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

(ご参考)

本プランの概要については、別紙4「大量買付行為の対応策に基づく新株予約権無償割当ての実施・不実施の流れ」についてもご参照ください。

I. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続的導入時の当社株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続的導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、当社株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主及び投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」という。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

また、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(1)「本プランの発動に係る手續」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言ならびに、当社株式の割当対象株主の皆様の新株振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとする。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記 (iii) に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録

を行うための振替口座等の情報をご提供いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得及びその対価、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅱ. 本プランの合理性について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しております。

②株主意思を重視するものであること

上記1.(3)「本プランの継続的導入の目的」にて記載したとおり、本総会において、本プランの継続的導入につき、当社株主の意思を確認させていただき、当社株主の賛同が得られない場合には、本プランを廃止することになります。

また、上記2. (1)「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、実務上可能であり、かつ法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本プランの発動の是非についても、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することができます。

加えて、本プランには、継続的導入後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に基づき廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記2. (3)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

④合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2. (1)「本プランの発動に係る手続」(d)及び上記2. (2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤外部専門家の意見の取得

上記2. (1)「本プランの発動に係る手続」(c)②にて記載したとおり、大量買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けることができるものとされており、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. (4)「本プランの有効期間及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

本新株予約権の無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記9. ②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注1)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注2)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注3)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注4)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、下記9. ②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(注1) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本別紙において同じとします。

(注2) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注2において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注2において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本別紙において同じとします。

(注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(注4) 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の特定買付者等が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の特定買付者等についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、特定買付者等の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「特定買付者等株券等保有割合」といいます。)が(i)当該買付等の前における特定買付者等株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の特定買付者等は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる特定買付者等による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

その他、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、下記①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ①本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断

- ②大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④大量買付者との協議・交渉
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会 委員の略歴

^{さ さ き ひろき}
佐々木 宏機 (昭和17年2月15日生)

当社社外取締役

略 歴 昭和40年4月 富士製鐵株式會社 (現 新日鐵住金株式会社) 入社
平成7年6月 新日本製鐵株式會社 (現 新日鐵住金株式会社) 取締役
平成11年4月 同社常務取締役
平成13年6月 山陽特殊製鋼株式会社 代表取締役副社長
平成14年6月 同社代表取締役社長
平成19年6月 同社取締役相談役
平成20年6月 当社社外取締役 (現任)
平成21年6月 株式会社キッツ 社外監査役

^{にい しま あきら}
新島 昭 (昭和19年3月9日生)

当社社外取締役

略 歴 昭和44年4月 パイオニア株式会社 入社
平成9年6月 同社取締役
平成12年6月 同社常務取締役
平成14年6月 同社専務取締役
平成16年6月 同社代表取締役専務取締役
平成20年6月 当社社外取締役 (現任)

^{なか じょう みき お}
中上 幹雄 (昭和38年3月19日生)

当社社外監査役

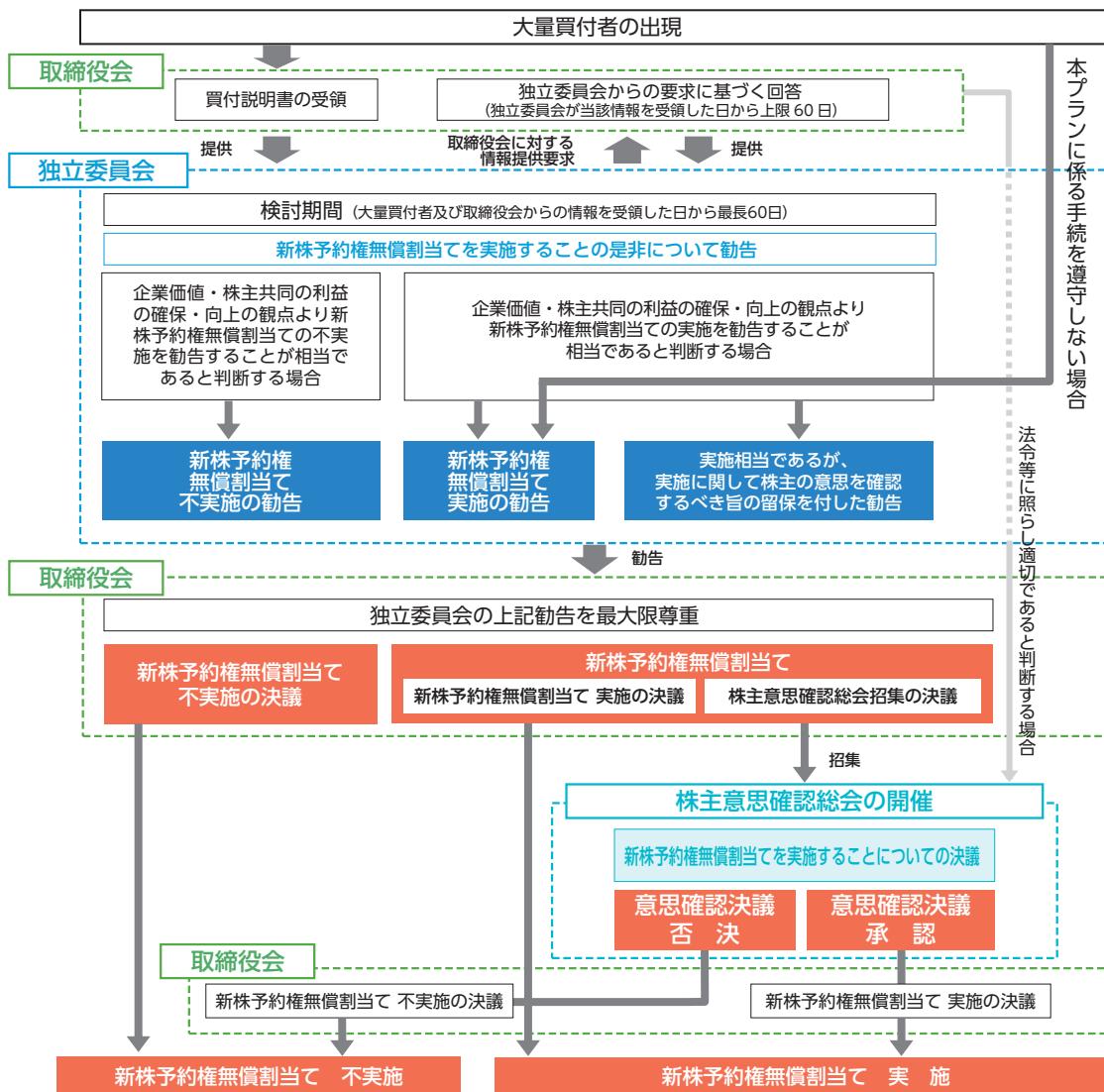
略 歴 平成10年4月 弁護士登録、澤田・菊井法律事務所 (現 澤田・中上法律事務所) 入所
平成17年4月 澤田・中上法律事務所 パートナー 弁護士 (現任)
平成21年4月 兵庫県弁護士会 副会長
平成22年6月 西芝電機株式会社 社外監査役 (現任)
平成23年6月 当社社外監査役 (現任)

上記委員就任予定者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(別紙 4)

大量買付行為の対応策に基づく新株予約権無償割当ての実施・不実施の流れ



* 上記フローチャートはあくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、議案本文をご覧ください。

以上

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費が底堅く推移したことに加え、企業収益や雇用情勢が改善傾向となるなど、緩やかな回復基調となりました。一方、世界経済につきましては、米国は回復傾向を持続し、欧州でも緩やかながら回復の動きが継続したものの、アジアでは中国の減速傾向が続き、さらに年明け以降急激な円高が進むなど、全体としては不透明な状況で推移いたしました。

こうした状況のなか、当社グループは、平成27年4月からの3ヶ年を計画期間とした『2017中期経営計画』の初年度として、“長期ビジョン達成に向けた「顧客起点のモノづくり」による事業成長と収益性向上”を基本方針に、「事業戦略」、「機能戦略」、「企業戦略」の各戦略を積極的に展開してまいりました。

海外事業では、市場の特性に応じた地域別戦

略を実行し、更新需要の獲得や流通市場の開拓を積極的に行うとともに、ニュージーランドの販売代理店を買収するなど、販売・保守体制の整備・拡大にも注力してまいりました。また、国内事業では、主要製品である「オープン出納システム」や「レジつり銭機」の更新需要を確実に獲得するとともに、当社製品がまだ導入されていない市場の開拓により、収益の拡大を図ってまいりました。一方、技術のプラットフォーム化による開発効率の向上や国内外における生産体制の整備等、企業体質の強化にも注力してまいりました。

以上により、当期の連結業績は、次のとおりとなり、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は為替差損の発生等により前期に比べ減少しましたが、売上高と営業利益につきましては6期連続の増収増益となりました。

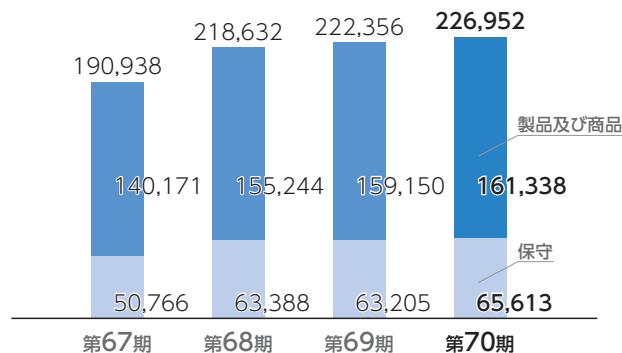
	第69期 (26/4~27/3)	(当連結会計年度) 第70期 (27/4~28/3)	増減率
売上高	2,223億56百万円	2,269億52百万円	2.1%
製品及び商品売上高	1,591億50百万円	1,613億38百万円	1.4%
保守売上高	632億5百万円	656億13百万円	3.8%
営業利益	186億93百万円	205億52百万円	9.9%
経常利益	222億11百万円	175億83百万円	△ 20.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	128億87百万円	88億29百万円	△ 31.5%

(注) 1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、当期純利益を親会社株主に帰属する当期純利益としております。

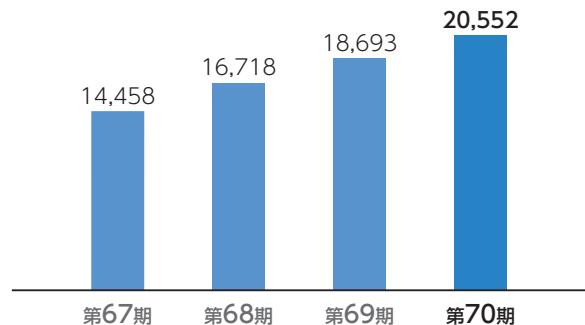
2. 当連結会計年度より在外子会社の収益及び費用の換算方法を変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度(第69期)については遡及適用後の数値を記載しております。なお、第68期以前に係る累積的影響額については、第69期の期首の純資産に反映させております。

連結業績ハイライト

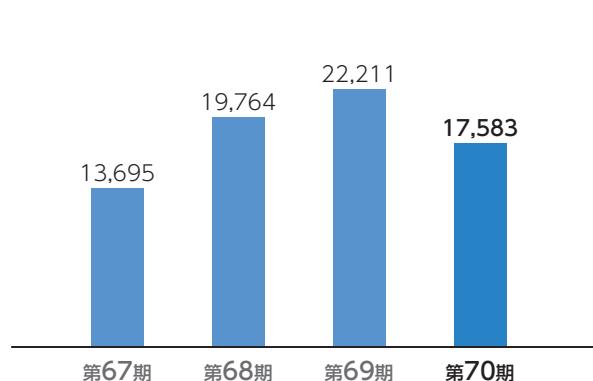
売上高(百万円)



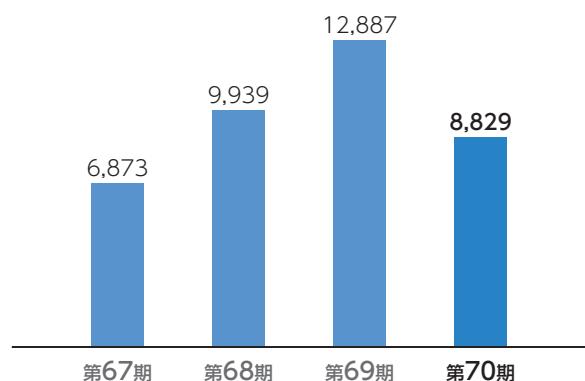
営業利益(百万円)



経常利益(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



本書に記載しておりますグラフ、写真、図表等は、ご参考情報であります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

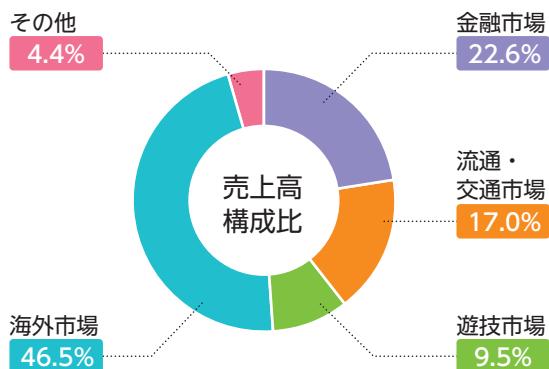
連結計算書類

計算書類

監査報告書

セグメント別の概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。



金融市場

売上高構成比
22.6%

国内の金融機関、OEM先等

主要製品である「オープン出納システム」の販売は、中小規模店舗向けのコンパクトタイプが好調であり、「鍵管理機」の販売も、更新需要を捉え好調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、513億38百万円（前期比6.7%増）、営業利益は、67億41百万円（前期比22.5%増）となりました。



コンパクト
オープン出納システム
(WAVE C30)



流通・交通市場

売上高構成比
17.0%

国内のスーパーマーケット、百貨店、
警備輸送会社、鉄道会社等

主要製品である「レジつり銭機」の販売は好調であり、流通市場向け「小型入金機」や警備輸送市場向け「売上入金機」の販売も更新需要を捉え好調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、386億15百万円（前期比29.2%増）、営業利益は、36億57百万円（前期比48.4%増）となりました。

硬貨／紙幣レジつり銭機
(RT-300/RAD-300)
包装硬貨管理機
(WD-300)



売上高

386億 15百万円

前期比 29.2% 増

営業利益

36億 57百万円

前期比 48.4% 増



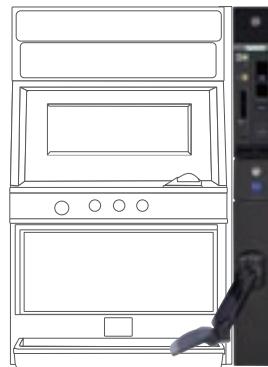
遊技市場

売上高構成比
9.5%

国内の遊技場（パチンコホール等）

主要製品である「カードシステム」等の販売は、ホールの設備投資抑制の影響を受け低調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、215億6百万円（前期比15.4%減）、営業利益は、11億12百万円（前期比54.8%減）となりました。



G8 EXSIM
台間メダル貸機
(JMM-300)

売上高

215億 6百万円

前期比 15.4% 減

営業利益

11億 12百万円

前期比 54.8% 減



招集
通知

株主
総会
参考書
類

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告書

海外市場

海外の金融機関、警備輸送会社、
小売店、カジノ、OEM先等



欧州やアジアにおいて「紙幣整理機」の販売は低調であったものの、米州や欧州において主要製品である「紙幣入出金機」の販売は好調でありました。また、欧州において流通市場向け「紙幣・硬貨入出金機」の販売が好調であり、市場全体としては前期並みに推移いたしました。

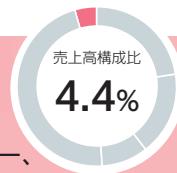
この結果、当セグメントの売上高は、1,055億95百万円（前期比1.3%増）、営業利益は、プロダクトミックスの改善やコスト削減等により、92億24百万円（前期比14.5%増）となりました。



紙幣・硬貨入出金機
(CI-100)

その他

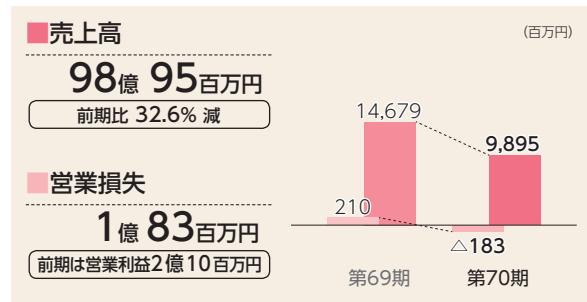
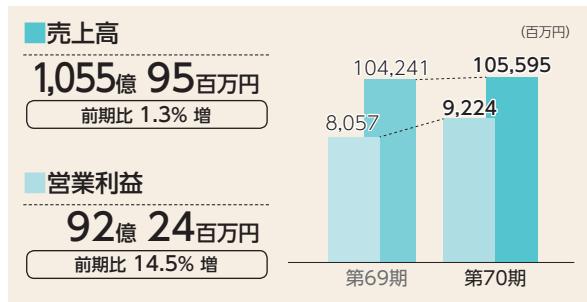
国内のたばこ販売店、たばこメーカー、
病院、自治体、企業等



その他の事業セグメントにつきましては、売上高は、98億95百万円（前期比32.6%減）、営業損益は、1億83百万円の損失（前期は営業利益2億10百万円）となりました。



診療費支払機
(FHP-20)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりであり、その総額は88億81百万円であります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社において、生産技術及び生産効率の向上を目的に、本社工場の建替・増強工事ならびに設備の拡充を行うとともに、子会社においても、生産能力の拡大を目的に、工場の新規取得を行いました。また新製品生産のための金型等に対する投資を行いました。

②当連結会計年度継続中の主要設備

子会社において、業務の効率化及び管理機能強化のための業務システム構築等に対する投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき重要事項はありません。

(4) 対処すべき課題

長期ビジョン及び中期経営計画

当社グループは、創業100周年となる平成30年（2018年）に向け、グループビジョンである「GLORYを世界のトップブランドに！」を実現すべく、『長期ビジョン2018』を定めております。

当社グループは、この長期ビジョン実現に向けた最終ステップとして、平成27年4月から平成30年3月までの3ヶ年を計画期間とする『2017中期経営計画』を推進中であります。

“長期ビジョン達成に向けた「顧客起点のモノづくり」による事業成長と収益性向上”を基本方針に掲げ、「事業戦略」、「機能戦略」、「企業戦略」の3戦略を柱に諸施策を展開しております。

当計画の2年目である次期におきましては、以下の重点施策に取り組んでまいります。

長期ビジョン2018

- ・「モノづくり」の技術で新たな価値を創造し、夢へ挑戦する
- ・CSR活動を通じて、社会とともに継続的な企業成長を図る

2017中期経営計画

基本方針

長期ビジョン達成に向けた
「顧客起点のモノづくり」による事業成長と収益性向上

基本戦略

事業戦略	機能戦略	企業戦略
事業規模・領域の拡大による収益性向上	市場ニーズに応える製品及びサービスのタイムリーな提供	グループ経営基盤の強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 国内事業 ● 海外事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品開発 ● 生産・調達 ● 品質保証 	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ・ガバナンス ● 人事 ● 資本・財務 ● 情報システム



事業戦略

本戦略では、“事業規模・領域の拡大による収益性向上”を目的に、以下の戦略を展開してまいります。

「国内事業戦略」では、現場営業力の強化により更新需要の確実な獲得や新たな市場の開拓を推し進めるとともに、市場対応力を強化することで新たなビジネスモデルや次期基幹製品を創出すべく取り組んでまいります。

「海外事業戦略」では、徹底した市場分析に基づく地域別戦略を展開するとともに、新たに獲得した直販・直メンテナンス拠点を活用して顧客ニーズに応えるソリューション提案を推進し、収益性の向上を図ります。また、流通市場において営業体制の強化や製品ラインナップの拡充を行い、金融市場に次ぐ海外事業の柱へと成長させてまいります。

機能戦略

本戦略では、“市場ニーズに応える製品及びサービスのタイムリーな提供”を目的に、以下の戦略を展開してまいります。

「製品開発戦略」では、次世代製品につながる新技術の開発や国内外における製品開発体制の強化に注力してまいります。

「生産・調達戦略」では、グローバル生産体制の確立やグローバル調達の推進により、コスト競争力をさらに強化してまいります。

「品質保証戦略」では、海外事業の拡大によって重要性を増す海外品質保証体制の充実を図ってまいります。

企業戦略

本戦略では、“グループ経営基盤の強化”を目的に、以下の戦略を展開してまいります。

「グループ・ガバナンス戦略」では、企業理念に基づく経営を実践するとともに、グローバルレベルでの経営力の強化を図ってまいります。また、平成28年2月に制定した「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に沿った経営を推進するとともに、引き続きコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

「人事戦略」では、グローバルな事業展開を支える人材の育成・活用を推進するとともにダイバーシティを推進し、人的資源の強化を図ってまいります。

「資本・財務戦略」では、安定的な株主還元の実施に努めるとともに資本効率の向上を図ってまいります。

「情報システム戦略」では、安定した事業活動を支える情報基盤の構築や情報セキュリティ体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 (24/4~25/3)	第68期 (25/4~26/3)	第69期 (26/4~27/3)	(当連結会計年度) 第70期 (27/4~28/3)
売上高 (百万円)	190,938	218,632	222,356	226,952
営業利益 (百万円)	14,458	16,718	18,693	20,552
経常利益 (百万円)	13,695	19,764	22,211	17,583
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,873	9,939	12,887	8,829
1株当たり当期純利益	104円64銭	151円31銭	196円19銭	134円38銭
総資産 (百万円)	319,077	340,943	346,613	321,672
純資産 (百万円)	168,464	190,804	204,544	198,287
1株当たり純資産額	2,537円23銭	2,865円09銭	3,066円53銭	2,966円22銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、当期純利益を親会社株主に帰属する当期純利益としております。
3. 当連結会計年度より在外子会社の収益及び費用の換算方法を変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度(第69期)については遡及適用後の数値を記載しております。なお、第68期以前に係る累積的影響額については、第69期の期首の純資産に反映させております。
4. 第70期の1株当たり純資産額の算定において、「役員報酬BIP信託口」及び「株式付与ESOP信託口」が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式を控除対象の自己株式に含めて期末の株式数を算出しております。また、1株当たり当期純利益の算定においても、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

(6) 重要な子会社及び企業再編等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容	本店 所在地
グローリープロダクツ株式会社	80百万円	100.0	貨幣処理機等の製造	兵庫県
グローリーナスカ株式会社	2,000百万円	100.0	遊技関連機器の販売・保守	東京都
北海道グローリー株式会社	50百万円	100.0	北海道における貨幣処理機等の販売・保守	北海道
光栄電子工業（蘇州）有限公司	520万米ドル	100.0	貨幣処理機等の製造・販売	中国
GLORY (PHILIPPINES), INC.	160万米ドル	100.0	貨幣処理機等の製造	フィリピン
Sitrade Italia S. p. A.	62万ユーロ	51.0	イタリアにおける貨幣処理機等の販売・保守	イタリア
Glory Global Solutions Ltd.	438万英ポンド	100.0	海外事業に関する戦略策定及び管理	英国
Glory Global Solutions (International) Ltd.	18万英ポンド	*100.0	海外における貨幣処理機等の製造・販売・保守事業の統括	英国
Glory Global Solutions (France) S. A. S.	1,456万ユーロ	*100.0	フランスにおける貨幣処理機等の販売・保守	フランス
Glory Global Solutions Inc.	500万米ドル	100.0	米国における貨幣処理機等の販売・保守	米国
Glory Global Solutions (Singapore) Pte. Ltd.	400万シンガポールドル	100.0	アジアにおける貨幣処理機等の販売・保守	シンガポール
Glory Global Solutions (Shanghai) Co., Ltd.	100万米ドル	100.0	中国における貨幣処理機等の販売・保守	中国

(注) 1. ※印は、間接所有を含む比率であります。

2. 上記の重要な子会社の他、金融商品取引法における特定子会社として、以下の3社があります。

- ・ Glory Global Solutions (Topco) Ltd.
- ・ Glory Global Solutions (Midco) Ltd.
- ・ Glory Global Solutions (Holdings) Ltd.

3. 光栄電子工業（蘇州）有限公司は、平成27年8月21日付で、100万米ドルの増資を行い、同社の資本金の額は、520万米ドルとなりました。

4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

②重要な企業再編等の状況

特に記載すべき重要事項はありません。

(ご参考)当社グループの主な拠点



■ 欧州

Sitrade Italia S.p.A. (イタリア)
Glory Global Solutions Ltd. (英国)
Glory Global Solutions (International) Ltd. (英国)
Glory Global Solutions (France) S. A. S. (フランス) 他

■ アジア

光栄電子工業(蘇州)有限公司(中国)
GLORY (PHILIPPINES), INC. (フィリピン)
Glory Global Solutions (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)
Glory Global Solutions (Shanghai) Co., Ltd. (中国) 他

■ 日本

グローリー株式会社(兵庫県)
グローリープロダクツ株式会社(兵庫県)
グローリーナスカ株式会社(東京都)
北海道グローリー株式会社(北海道) 他

■ 米州

Glory Global Solutions Inc. (米国) 他

(7) 主要な事業内容

当社グループは、貨幣処理機を始めとする各種機器の製造・販売・保守サービスを主な事業としております。なお、セグメントごとの主要な製品及び商品は次のとおりであります。

セグメント	主要な製品及び商品
金融市場	オープン出納システム、窓口用紙幣・硬貨入出金機、ATM用硬貨入出金ユニット、多能式紙幣両替機、自動精査現金バス、重要物管理機、鍵管理機
流通・交通市場	紙幣・硬貨レジつり銭機、売上金入金機、多能式紙幣両替機、小型現金管理機、店舗入出金機、コインロッカー、券売機
遊技市場	カードシステム、紙幣搬送システム、賞品保管機、各台計数機、ホール会員管理システム、玉・メダル計数機
海外市場	窓口用紙幣入出金機、紙幣整理機、ATM用紙幣・小切手入金ユニット、小型紙幣計数機、紙幣・硬貨レジつり銭機、紙幣・硬貨入出金機、硬貨包装機
その他	たばこ販売機、当選金払出ユニット、診療費支払機、社員食堂システム、自書式投票用紙分類機

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
東京本部	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
工場等	本社工場（兵庫県）、埼玉工場、品川事業所（東京都）
営業拠点	東北支店（宮城県）、関東支店（埼玉県）、上信越支店（群馬県）、首都圏支店（東京都）、東海支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、中国支店（広島県）、四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）

② 子会社

〔(6) 重要な子会社及び企業再編等の状況 ①重要な子会社の状況〕に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
8,177 (830) 名	375 (1) 名

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 当連結会計年度の従業員数増加の主な要因は、GLORY (PHILIPPINES), INC. を新たに連結子会社としたことによるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,244 (440) 名	△18 (△13) 名	41.9歳	18.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	16,310百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,591百万円
株式会社みずほ銀行	6,457百万円

2 会社の株式に関する事項

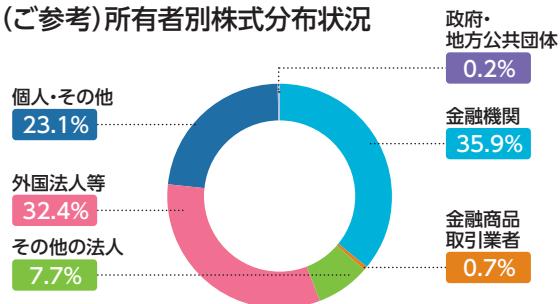
(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 68,638,210株
(自己株式 2,749,737株を含む。)

(3) 株主数 6,046名
(前期比 1,204名減)

(4) 大株主

(ご参考)所有者別株式分布状況



株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	3,427 千株	5.2 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,869	4.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,642	4.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,597	3.9
株式会社三井住友銀行	2,100	3.2
グローリーグループ社員持株会	1,983	3.0
JP MORGAN CHASE BANK 385174	1,791	2.7
タツボーファッション株式会社	1,500	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,357	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,017	1.5

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式 2,749,737株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成27年8月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

- ① 処分した株式の数 普通株式 202,000株
- ② 処分価額の総額 720,736,000円
- ③ 処分の目的 「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」導入のため
- ④ 処分した日 平成27年8月31日

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
尾上 広和	代表取締役社長	
三和 元純	取締役	専務執行役員、経営管理本部長、総務本部担当
吉岡 徹	取締役	専務執行役員、関係会社担当
尾上 英雄	取締役	常務執行役員、国内事業本部長
馬淵 成俊	取締役	常務執行役員、保守本部長
小谷 要	取締役	常務執行役員、開発本部長、知的財産部担当
原田 明浩	取締役	上席執行役員、海外事業本部長 Glory Global Solutions Ltd. Chairman of the Board Sitrade Italia S. p. A. Chairman of the Board
佐々木 宏機	社外取締役	
新島 昭	社外取締役	
大谷 俊彦	常勤監査役	
長島 正和	常勤監査役	
中上 幹雄	社外監査役	澤田・中上法律事務所 パートナー 弁護士 西芝電機株式会社 社外監査役
濱田 聡	社外監査役	公認会計士濱田聡経営会計事務所 所長 ハマダ税理士法人 代表社員 株式会社西松屋チェーン 社外監査役 WDBホールディングス株式会社 社外監査役

(注) 1. 当社は、東京証券取引所に対し、取締役佐々木宏機、新島 昭の両氏及び監査役中上幹雄、濱田 聡の両氏をそれぞれ独立役員として届け出ております。

2. 監査役大谷俊彦氏は、当社経理部門において経理部長等を歴任し、また、監査役濱田 聡氏は、公認会計士であり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会において、原田明浩氏が取締役に、長島正和、濱田 聡の両氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動

原田明浩氏は、平成28年1月1日付で、Sitrade Italia S. p. A. Chairman of the Board に就任いたしました。

(3) 退任

平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、取締役山口義行氏は取締役に、監査役中塚良幸、竹田佑一の両氏は監査役に、それぞれ退任いたしました。

4. 監査役中上幹雄、濱田 聡の両氏がそれぞれ兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

5. 当事業年度の末日後における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位、担当及び重要な兼職		
	異動前	異動後	異動年月日
三和元純	取締役専務執行役員 経営管理本部長、総務本部担当	代表取締役専務執行役員 経営管理本部長、 コーポレートコミュニケーション部担当	平成28年4月1日
小谷要	取締役常務執行役員 開発本部長、知的財産部担当	取締役常務執行役員 開発本部長、知的財産部担当、 情報セキュリティ担当	平成28年4月1日
原田明浩	Glory Global Solutions Ltd. Chairman of the Board	Glory Global Solutions Ltd. Chairman of the Board & Chief Executive Officer	平成28年4月1日

6. 監査役濱田 聡氏は、平成28年5月17日付で、株式会社西松屋チェーン 社外監査役を退任し、同日付で、社外取締役に就任予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、当社と、社外取締役である佐々木宏機、新島 昭の両氏及び社外監査役である中上幹雄、濱田 聡の両氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役または監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役または監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役の報酬等に関する方針を定めております。

報酬の基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主との価値を共有でき、かつ、その職責に相応しい水準とし、企業業績や企業価値の持続的な向上に対するインセンティブや優秀な人材の確保にも配慮した体系とする。

報酬の決定手続

取締役及び監査役の報酬については、その透明性と客観性を確保する観点から、「報酬諮問委員会」の審議を踏まえたうえで、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役の報酬は取締役会において決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定する。

報酬体系

取締役報酬

「月額固定報酬」、業績連動型の「賞与」及び「株式報酬」から構成し、具体的には以下のとおりとする。

- ・「月額固定報酬」は、役職及び職責に応じて定めて支給する。
- ・「賞与」は、業績と連動した指標である「親会社株主に帰属する当期純利益」の一定割合を賞与原資の総額として支給する。
- ・中期業績目標への達成意欲向上を目的とする「株式報酬」は、平成27年度からの3年間を対象に、その期の業績目標（連結売上高・営業利益）の達成度に応じて、役位別基準ポイントの0倍（達成率90%未満）から1.2倍（達成率130%以上）の株式等を付与する。
- ・役員退職慰労金は支給しない。
- ・経営の監督機能を中心に担う社外取締役の報酬は、「月額固定報酬」のみとする。

監査役報酬

- ・経営の監査機能を中心に担う監査役の報酬は、「月額固定報酬」のみとする。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	当事業年度に係る報酬		当事業年度に係る賞与	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	77百万円 (19百万円)	7名 (-)	43百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	42百万円 (12百万円)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬には、平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名(うち社外監査役1名)への支給額を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外取締役20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役に支給する使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会において決議いただき、当事業年度に計上した株式付与引当金の額は、取締役7名に対し16百万円であります。
6. 当事業年度に係る賞与は、平成28年6月24日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただいた場合の支給額であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
佐々木宏機	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会16回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。この他、経営会議、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験に基づく助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
新島 昭	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会16回の全てに出席し、研究開発を重視する企業での国内外における豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。この他、経営会議、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社内からは得られない助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
中上 幹雄	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会16回のうち15回及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的知識及び豊富な経験に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性確保に重要な役割を果たしております。
濱田 聡	社外監査役	平成27年6月26日の就任以降に開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会11回の全てに出席し、公認会計士としての専門的な知識及び企業に関わる豊富な経験に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性確保に重要な役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

(注) 1. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、その合計額を記載しております。
 2. 海外の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む。）を受けております。
 3. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等について検討を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、上記による解任の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容は、監査役会が決定することといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
資産の部		
流動資産	171,811	174,654
現金及び預金	68,053	62,022
受取手形及び売掛金	50,671	55,648
リース投資資産	2,916	2,718
有価証券	500	4,754
商品及び製品	25,380	25,683
仕掛品	6,526	6,047
原材料及び貯蔵品	11,462	9,900
繰延税金資産	4,528	5,005
その他	2,446	3,435
貸倒引当金	△ 675	△ 562
固定資産	149,860	171,958
有形固定資産	35,832	35,509
建物及び構築物	14,604	12,419
機械装置及び運搬具	2,772	2,377
工具、器具及び備品	6,441	7,181
土地	11,954	11,916
建設仮勘定	59	1,614
無形固定資産	97,320	113,136
顧客関係資産	27,344	31,935
ソフトウェア	3,938	3,534
のれん	63,796	74,790
その他	2,240	2,876
投資その他の資産	16,707	23,312
投資有価証券	8,765	11,052
繰延税金資産	4,335	4,054
退職給付に係る資産	—	3,898
その他	3,665	4,337
貸倒引当金	△ 59	△ 29
資産合計	321,672	346,613

科 目	当 期	前 期(ご参考)
負債の部		
流動負債	81,619	91,374
支払手形及び買掛金	18,971	21,366
短期借入金	16,885	19,527
1年内返済予定の長期借入金	9,424	9,918
未払法人税等	2,230	3,796
賞与引当金	7,786	6,664
役員賞与引当金	71	69
株式付与引当金	67	—
その他	26,181	30,031
固定負債	41,766	50,694
長期借入金	22,629	32,835
リース債務	1,667	1,771
繰延税金負債	8,443	10,495
退職給付に係る負債	6,607	3,323
株式付与引当金	67	—
その他	2,350	2,269
負債合計	123,385	142,069
純資産の部		
株主資本	179,357	172,871
資本金	12,892	12,892
資本剰余金	20,952	20,629
利益剰余金	151,653	145,165
自己株式	△ 6,141	△ 5,817
その他の包括利益累計額	15,483	28,559
その他有価証券評価差額金	235	1,064
為替換算調整勘定	17,819	24,962
退職給付に係る調整累計額	△ 2,572	2,532
非支配株主持分	3,446	3,113
純資産合計	198,287	204,544
負債純資産合計	321,672	346,613

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	226,952	222,356
売上原価	137,357	134,757
売上総利益	89,595	87,598
販売費及び一般管理費	69,042	68,905
営業利益	20,552	18,693
営業外収益	1,397	4,656
受取利息	160	228
受取配当金	295	528
為替差益	—	2,710
補助金収入	319	—
その他の営業外収益	621	1,189
営業外費用	4,366	1,139
支払利息	661	835
為替差損	3,395	—
その他の営業外費用	309	303
経常利益	17,583	22,211
特別利益	299	340
固定資産売却益	15	325
投資有価証券売却益	283	—
その他の特別利益	—	14
特別損失	115	375
固定資産売却損	7	105
固定資産除却損	107	195
減損損失	—	74
税金等調整前当期純利益	17,766	22,176
法人税、住民税及び事業税	6,438	7,944
法人税等調整額	1,231	396
当期純利益	10,096	13,835
非支配株主に帰属する当期純利益	1,267	948
親会社株主に帰属する当期純利益	8,829	12,887

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
平成27年4月1日残高	12,892	20,629	145,590	△ 5,817		173,296
会計方針の変更による累積的影響額			△ 425			△ 425
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,892	20,629	145,165	△ 5,817		172,871
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△ 3,749			△ 3,749
親会社株主に帰属する当期純利益			8,829			8,829
自己株式の取得				△ 722		△ 722
自己株式の処分		322		398		720
連結範囲の変動			1,407			1,407
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	322	6,487	△ 324		6,485
平成28年3月31日残高	12,892	20,952	151,653	△ 6,141		179,357

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日残高	1,064	24,537	2,532	28,134	3,113	204,544
会計方針の変更による累積的影響額		425		425		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,064	24,962	2,532	28,559	3,113	204,544
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-	△ 605	△ 4,355
親会社株主に帰属する当期純利益				-		8,829
自己株式の取得				-		△ 722
自己株式の処分				-		720
連結範囲の変動		206	△ 2	203		1,611
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 828	△ 7,349	△ 5,102	△ 13,280	938	△ 12,341
連結会計年度中の変動額合計	△ 828	△ 7,143	△ 5,105	△ 13,076	332	△ 6,257
平成28年3月31日残高	235	17,819	△ 2,572	15,483	3,446	198,287

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
資産の部			負債の部		
流動資産	112,072	114,012	流動負債	51,209	55,820
現金及び預金	35,691	35,888	支払手形	4,969	4,436
受取手形	1,281	2,116	買掛金	8,427	8,047
売掛金	40,130	39,491	短期借入金	16,885	19,527
リース投資資産	214	239	1年内返済予定の長期借入金	9,424	9,918
有価証券	500	2,404	未払金	3,797	5,729
商品及び製品	15,399	14,483	未払費用	1,234	983
仕掛品	5,111	4,929	未払法人税等	1,157	2,187
原材料及び貯蔵品	4,285	4,481	前受金	877	933
関係会社短期貸付金	4,431	4,663	預り金	163	170
前渡金	82	18	賞与引当金	4,044	3,661
前払費用	77	114	役員賞与引当金	43	48
繰延税金資産	2,846	3,035	株式付与引当金	67	—
その他	2,042	2,167	設備関係支払手形	111	175
貸倒引当金	△ 23	△ 22	その他	3	0
固定資産	137,488	144,328	固定負債	24,255	33,899
有形固定資産	23,093	23,913	長期借入金	22,629	32,835
建物	10,403	8,930	退職給付引当金	1,431	1,052
構築物	392	347	株式付与引当金	67	—
機械及び装置	1,223	822	その他	127	12
車輛及び運搬具	30	42	負債合計	75,465	89,720
工具、器具及び備品	2,169	2,623			
土地	8,856	9,618	純資産の部		
建設仮勘定	17	1,527	株主資本	173,889	167,604
無形固定資産	3,299	3,279	資本金	12,892	12,892
特許権	14	20	資本剰余金	20,952	20,629
ソフトウェア	3,217	3,191	資本準備金	20,629	20,629
その他	67	67	その他資本剰余金	322	—
投資その他の資産	111,095	117,136	利益剰余金	146,186	139,899
投資有価証券	7,332	9,088	利益準備金	3,223	3,223
関係会社株式	73,044	73,044	その他利益剰余金	142,963	136,676
関係会社出資金	579	579	配当準備積立金	3,000	3,000
従業員に対する長期貸付金	4	5	試験研究基金	2,000	2,000
関係会社長期貸付金	26,824	30,744	別途積立金	86,500	86,500
長期前払費用	86	107	繰越利益剰余金	51,463	45,176
破産更生債権	0	0	自己株式	△ 6,141	△ 5,817
繰延税金資産	783	923	評価・換算差額等	204	1,015
その他	2,443	2,646	その他有価証券評価差額金	204	1,015
貸倒引当金	△ 4	△ 4	純資産合計	174,094	168,620
資産合計	249,560	258,341	負債純資産合計	249,560	258,341

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	139,538	134,718
売上原価	100,147	94,890
売上総利益	39,391	39,827
販売費及び一般管理費	27,902	27,284
営業利益	11,488	12,543
営業外収益	4,785	7,419
受取利息	1,424	1,544
有価証券利息	55	81
受取配当金	2,597	3,965
賃貸収入	224	234
為替差益	—	967
その他の営業外収益	483	625
営業外費用	2,255	992
支払利息	606	715
賃貸原価	63	68
為替差損	1,419	—
その他の営業外費用	165	209
経常利益	14,018	18,970
特別利益	292	17
固定資産売却益	9	17
投資有価証券売却益	282	—
特別損失	723	262
固定資産売却損	136	23
固定資産除却損	76	163
減損損失	510	74
税引前当期純利益	13,587	18,725
法人税、住民税及び事業税	2,827	4,293
法人税等調整額	722	687
当期純利益	10,036	13,744

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知株主
総会
参考
書類事業
報告連結
計算
書類計算
書類監査
報告
書

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金				
					配当準備積立金	試験研究基金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成27年4月1日残高	12,892	20,629	-	20,629	3,223	3,000	2,000	86,500	45,176	139,899
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				-					△ 3,749	△ 3,749
当期純利益				-					10,036	10,036
自己株式の取得				-						-
自己株式の処分			322	322						-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	322	322	-	-	-	-	6,286	6,286
平成28年3月31日残高	12,892	20,629	322	20,952	3,223	3,000	2,000	86,500	51,463	146,186

	株主資本		評価・換算差額等		純資産計
	自己株式	株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等計	
平成27年4月1日残高	△ 5,817	167,604	1,015	1,015	168,620
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 3,749		-	△ 3,749
当期純利益		10,036		-	10,036
自己株式の取得	△ 722	△ 722		-	△ 722
自己株式の処分	398	720		-	720
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△ 811	△ 811	△ 811
事業年度中の変動額合計	△ 324	6,285	△ 811	△ 811	5,473
平成28年3月31日残高	△ 6,141	173,889	204	204	174,094

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

グローリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松尾雅芳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森村圭志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下井田晶代 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローリー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

グローリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松尾雅芳	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森村圭志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田晶代	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローリー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

グローリー株式会社 監査役会

常勤監査役 大谷 俊彦 ㊟

常勤監査役 長島 正和 ㊟

社外監査役 中上 幹雄 ㊟

社外監査役 濱田 聡 ㊟

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使方法について

- ①議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>



「QRコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

QRコード読取機能を搭載した携帯電話等をご利用の場合は、左記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。なお、一部機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

2. 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
- ②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただくことができます。

お問合せ先（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間9:00～21:00）

以上

株主総会 会場のご案内



会場

兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
当社 本社会議室
☎ 079(297)3131 (代表)

公共交通機関

- ・JR姫新線「播磨高岡駅」より徒歩約10分
- ・神姫バス③乗場（JR姫路駅北側）より約15分、「下手野東口」下車 徒歩約2分

工場見学会のご案内

株主総会終了後、「工場見学会」を開催いたします（1時間程度）。お時間の許す株主様はご参加ください。お時間のご案内申し上げます。

無料送迎バスについて

JR姫路駅（南口）から無料バスを運行します。中央改札口を出て、南口（左手）方向へお進みください。

出発時間：9時15分

※株主総会及び工場見学会終了後も、バスを運行します。

グローリー株式会社

